

第1章 南アルプス市環境基本計画の策定基本方針

第1節 計画策定の背景と趣旨

世界では今、地球温暖化防止のための枠組みづくりに向けた話し合いが活発に行われています。日本ばかりでなく、世界中で今ほど多くの人たちが、地球規模での環境の変化を危惧しはじめている時代は、かつてなかったと言えるかもしれません。

地球温暖化に限らず、生物多様性¹の減少や森林の破壊など今日の環境問題は、国や地域を越えて発生しています。問題は複雑化、多様化して因果関係がわかりにくくなり、一人ひとりが被害者であり、かつ原因者でもあるという状況が生まれています。しかし、それは裏を返せば、地域住民を含めあらゆる主体がより良い環境づくりの担い手であるということが言えます。

地方自治体は、住民に最も近い行政として大きな役割を担っており、地球環境問題への足下からの取り組みと共に地域固有の課題の解決にあたっていく必要があります。南アルプス市では、平成17年3月に「第1次南アルプス市総合計画」を策定し、その後、「南アルプス市地域新エネルギービジョン」、「南アルプス市緑の基本計画」、「南アルプス市まちづくり基本方針」等を策定しました。また、平成21年3月には、「環境基本条例」を制定しています。条例では、環境への負荷の少ない循環型社会²を構築し、将来の世代に継承していくものとしています。

この「南アルプス市環境基本計画」は、他の計画等を踏まえつつ、各種施策を総合的かつ計画的に推進し、環境基本条例の基本理念を実現するために策定するものです。

1 生物多様性：もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。(出典：EIC ネット)

2 循環型社会：20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージして使われるようになった概念。(出典：EIC ネット)

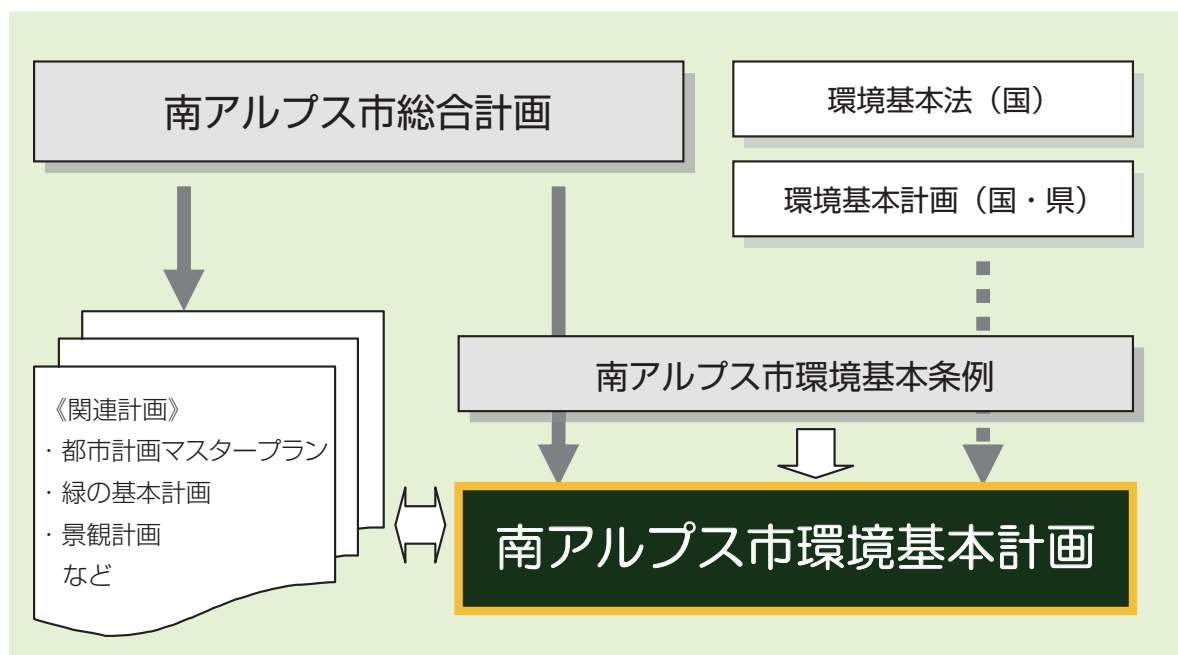
第2節 計画の位置づけ

南アルプス市環境基本計画は「南アルプス市環境基本条例」の規定に基づき、「市民、事業者、市及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民、事業者及び滞在者が健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境の確保に寄与する」ことを目的とした、南アルプス市の環境の保全と創造に資するための地域計画として策定します。

計画は、南アルプス市総合計画に示された将来像を環境の面から実現しようとするものであり、市の環境行政の最上位計画と位置づけられます。

また、計画の推進にあたっては、関連する他の計画や国や県の環境基本計画等との整合性にも配慮します。

■「南アルプス市環境基本計画」の位置づけ



第3節 計画の役割

環境基本計画では、南アルプス市の環境の現状を把握し、条例の基本理念を踏まえて、南アルプス市の望ましい環境の姿を浮き彫りにするとともに、望ましい環境保全施策を体系化します。また、優先的に実施されるべき個別の具体的な環境保全施策を明らかにするとともに、それらの施策を計画的に、かつ円滑に推進するための様々な手段を明らかにする役割を担います。

なお、環境基本計画は、市民・事業者・市及び滞在者のあらゆる主体が一体となって推進することが必要不可欠であるため、計画の具体化に向けた取り組みを通じて、すべての主体の連携を強くする役割も担います。

第4節 計画の対象

南アルプス市環境基本計画における環境の範囲は、本市の環境特性を考慮し、自然環境、社会環境、生活環境、地球環境などだけでなく、環境教育による普及啓発活動や、企業やNPOの活動など、あらゆる領域での環境との係わり合いをもつものを対象として策定をします。

<p>◇ 自然環境 緑・自然、動植物、水、農業など</p> <p>◇ 社会環境 公園、緑地、河川、道路・交通、環境美化など</p> <p>◇ 環境教育 環境活動、環境教育、普及啓発活動など</p>	<p>◇ 生活環境 公害（騒音、悪臭、水質汚濁など）、住環境、廃棄物、景観、歴史・文化など</p> <p>◇ 地球環境 省資源・省エネルギー、新エネルギー³、地球温暖化、生物多様性など</p>
--	---

3 新エネルギー：石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス、雪氷冷熱などの再生可能な自然エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。

第5節 計画の期間

南アルプス市環境基本計画の目標期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

ただし、平成27年に策定される第2次南アルプス市総合計画との整合性を考慮し、中間の平成27年に目標・計画の見直しを行います。また、社会経済状況、市民の意向、国・県などの関連計画の変化に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
各施策の実施				中間見直し	各施策の実施				将来像の実現
第1次南アルプス市総合計画 (後期計画)				第2次南アルプス市総合計画 (前期計画)					



釜無川河川敷